

令和五年三月三十日付け広島県報（定期）第二十五号に登載の広島県告示第五百九十四号（道路の供用開始）の表の一部を次のように訂正する。

土木建築局道路河川管理課長

ページ	行	正	誤
一	供用を開始する区間の欄の一	世羅郡世羅町大字安田字平ヶ迫 一三三六一番地先から	世羅郡世羅町大字安田字平ヶ迫 一三三六一番一地先から